

平成31年1月16日

勢田川等水面利用対策協議会 事務局
国土交通省 三重河川国道事務所
三重県県土整備部 流域管理課
伊勢市都市整備部 監理課

せたがわ
勢田川の放置船舶の撤去を実施します
～ 所有者不明船の撤去 ～

勢田川(宇治山田港)等に許可なく係留されている多数の不法係留船に対し、勢田川等水面利用対策協議会では対策として係留場所の確保や不法係留船の撤去等をおこなっています。今回対策の一環として、**所有者が判明しなかった船舶2隻の撤去(簡易代執行)**を行います。

○かつて950隻もの放置船舶が存在した頃は洪水の流下阻害、流出した場合の河川管理施設への損傷、油漏れによる水質事故等の問題がありました。

○そこで平成21年に地元自治会、県、市、国等で構成する勢田川等水面利用対策協議会が発足され、これまでに下記の取り組みをしています。

①係留施設の管理者の決定(予定施設11箇所→決定済み9箇所、残り2箇所)

②船舶の撤去(H21年2隻、H22年8隻、H23年3隻)

③啓発チラシで自主撤去を促す(H28年52隻、H29年37隻、H30年42隻)

これらにより不法係留船は、約950隻→約230隻(H30年10月)と1/4に減少しました。

○さらに、平成27年から5年計画で、「不法係留船ゼロ」を目標に取り組みを続けており、平成30年度、31年度において不法係留船の撤去を進めることとしています。

(別添:これまでの取り組みと今後の予定 参照)

○今回は所有者が判明せず、洪水により流出する恐れのある船舶について、重点的撤去区域を含めた勢田川上流部で河川法第75条第3項の監督処分(簡易代執行)を行い、撤去をします。

○来年度以降は、所有者が判明している船舶について、自主撤去を求めた後に、撤去を進める予定です。

1. 撤去の日時等:

①実施日時 平成31年1月18日(金)13時30分(天候等により延期になる場合があります)

②実施場所 伊勢市河崎(河崎川の駅附近)

③対象物件 所有者不明船舶 2隻

2. 報道取材: 延期等変更の場合がありますので、現地取材を希望される場合は、別紙「取材登録書」を、下記取材申込先までFAXにて提出をお願いします。

3. 配布先: 三重県政記者クラブ、三重県第二県政記者クラブ、伊勢記者会

4. 問い合わせ先: 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所

取材申込先: 河川占用調整課長 鈴木 良(すずき りょう)

保全対策官 藤澤 彰(ふじさわ あきら)

〒514-8502 三重県津市広明町 297

TEL: 059-229-2218(河川占用調整課)

FAX: 059-229-2231

取 材 登 録 書

所属社名	
氏 名	
連絡先【TEL】	

送付先 三重河川国道事務所河川占用調整課

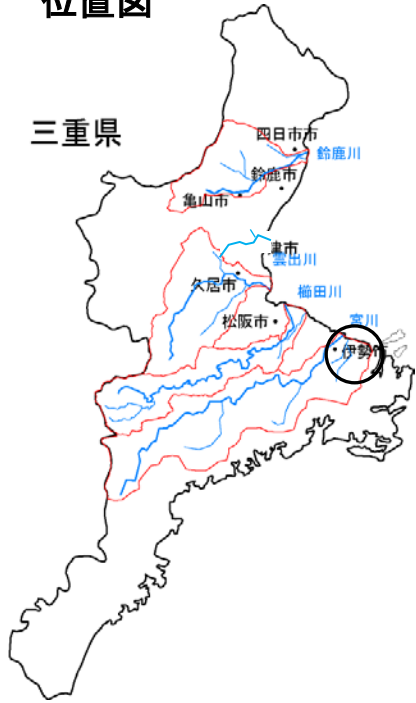
FAX:059-229-2231

1月17日(木)17:00までにお願ひします

位置図

別添

位置図



平成29年10月台風21号
洪水時の水位



これまでの取り組みと今後の予定

別添

平成21年に発足した勢田川等水面利用対策協議会では、係留場所の確保や不法係留船の撤去等について協議する中で、「不法係留船ゼロ」を目標に下記の取り組みをしています。

- ①係留施設の管理者の決定（予定施設11箇所→決定済み9箇所、残り2箇所）
 - ②船舶の撤去（H21年2隻、H22年8隻、H23年3隻）
 - ③啓発チラシで自主撤去を促す（H28年52隻、H29年37隻、H30年42隻、自主撤去）
- 対策により不法係留船は、約950隻→約230隻（平成30年10月）と1/4に減少しました。

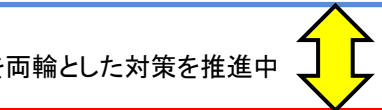
H27年からの5年間で解決を目指しています

I 係留場所の確保増

H27	H28	H29	H30	H31
-----	-----	-----	-----	-----

- ・現状施設の活用（占用主体は公募による）
- ・民間マリーナの拡張
- ・新規施設の設置

IとIIを両輪とした対策を推進中



II 係留対象船の減

H27	H28	H29	H30	H31
-----	-----	-----	-----	-----

是正指導

協議会方針周知（撤去指導）

警告書送付、看板設置

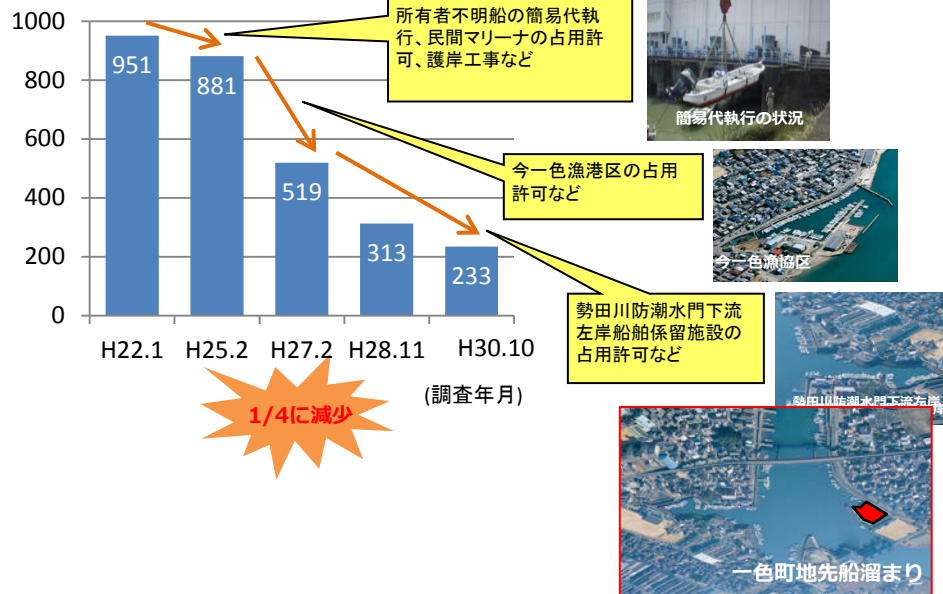
撤去

指示書の交付

監督処分

行政代執行

協議会設立後の不法係留船舶数の推移



今後は、残り2箇所の係留場所を確保しつつ、不法係留船を撤去し、不法係留船ゼロを目指します。